

# 平成26年9月 川棚町議会定例会会議録 (第2日目)

平成26年9月22日 月曜日 (午前10時開会)

## 出席議員 (15人)

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和惠
15番	山口隆
16番	初手安幸

## 欠席議員 (1人)

7番	田崎一幸
----	------

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	山口	栄	治
書記	小林	修	一

説明のため出席した者の職氏名

町長	山口	文	夫
副町長	琴尾		繁
教育長	古賀	信	雄
総務課長			
兼選挙管理委員会書記長	住吉	克	己
企画財政課長	大川	豊	文
国体推進室長	吉永	文	典
税務課長	中尾		剛
健康推進課長	成富	浩	樹
会計課長	三岳		昭
住民福祉課長	山中	美由	紀
産業振興課長			
兼農業委員会事務局長	太田	啓	寛
建設課長	照本	茂	法
ダム対策室長	福田	多	肥
水道課長	廣田	洋	一
教育次長			
行政係長	荒木	俊	行

- 日程第 1 同意第 2 号 川棚町副町長の選任について同意を求める件
- 日程第 2 同意第 3 号 川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件
- 日程第 3 報告第 10 号 平成 25 年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率  
及び資金不足比率の件
- 日程第 4 認定第 1 号 平成 25 年度川棚町一般会計決算認定
- 日程第 5 認定第 2 号 平成 25 年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認  
定
- 日程第 6 認定第 3 号 平成 25 年度川棚町後期高齢者事業特別会計決算認定
- 日程第 7 認定第 4 号 平成 25 年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定
- 日程第 8 認定第 5 号 平成 25 年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定
- 日程第 9 認定第 6 号 平成 25 年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定
- 日程第 10 認定第 7 号 平成 25 年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定
- 日程第 11 議案第 47 号 平成 25 年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金  
の処分の件
- 日程第 11 認定第 8 号 平成 25 年度川棚町水道事業会計決算認定

**議 長** ご起立願います。おはようございます。

**議 長** ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、同意第2号「川棚町副町長の選任について同意を求める件」を議題とします。本件について説明を求めます。

**町 長** 皆様おはようございます。同意第2号「川棚町副町長の選任について同意を求める件」について、提案理由を説明いたします。

副町長につきましては、平成26年9月30日をもって任期満了となることから、後任を選任する必要があります。そこで、今年3月まで本町の総務課長でありました山口誠実氏を選任したく、地方自治法第162条の規定により、議会のご同意をお願いするものであります。

山口誠実氏は、議案に記載しておりますとおり、川棚町百津郷815番地3にお住まいで、年齢は昭和29年2月20日生まれの60歳であります。昭和47年3月に佐世保実業高等学校を卒業後、同年4月から平成26年3月末までの42年間、川棚町職員として勤務しておられます。その間の主な役職としては、商工企画課電算係長、総務課財政係長、新行政推進室長、企画財政課長、総務課長を務めておられます。山口誠実氏は、温厚かつ聡明な人柄で、また、在職中の経験から豊富な識見を有しておられ、住民の信頼も厚く、副町長に適任であると認められますので、ご提案するものであります。

ご審議の上ご同意くださいますよう、よろしく願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。

**議 長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

(発言なし)

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第2号「川棚町副町長の選任について同意を求める件」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**議**            **長** 全員起立です。したがって同意第2号「川棚町副町長の選任について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

(10 : 03)

**議**            **長** 次に、日程第2、同意第3号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」を議題とします。本件について説明を求めます。

**町**            **長** 同意第3号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」について、提案理由を説明いたします。

教育委員会委員につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定められ、5人の委員をもって組織するとされておりますが、このたび、五反田睦子氏の任期が10月14日をもって満了となることから、後任の委員を任命する必要があります。そこで、本日まで現職としてご活躍いただいております五反田睦子氏を引き続き教育委員会委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

五反田氏は議案に記載しておりますとおり、川棚町五反田郷185番地にお住まいで、年齢は昭和38年6月25日生まれの51歳でございます。昭和60年3月に岡山県倉敷市立短期大学を卒業され、現在は長崎川棚医療センター内にありますさくら保育園の園長として勤務されております。これま

で、川棚中学校野球部の保護者会会長や、川棚高等学校PTAの副会長を務めるなど、子どもたちの健全育成やPTA活動に熱心に取り組んでこられ、温厚で誠実な人柄は住民からの信頼も厚く、教育委員会委員として適任であると認めますのでご提案申し上げるものであります。ご審議の上ご同意くださいますよう、よろしく申し上げ、提案理由とさせていただきます。

議 \_\_\_\_\_ 長 これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 \_\_\_\_\_ 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 \_\_\_\_\_ 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 \_\_\_\_\_ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第3号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」の採決を行います。

この採決は起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 \_\_\_\_\_ 長 全員起立です。したがって同意第3号「川棚町教育委員会委員の任命について同意を求める件」は、同意することに決定をいたしました。

(10 : 07)

議 \_\_\_\_\_ 長 ここで、企画財政課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。

**企画財政課長** 恐れ入ります。9月18日の平成26年度川棚町一般会計補正予算（第4回）の6款農林水産業費の内容説明におきまして、誤りがございましたので、その訂正のご説明についてお許しをいただきたいと思います。

説明に誤りがあった箇所は、第4回補正予算書35ページ、36ページでございます。今日、お持ちでない方は大変申し訳ありませんが、補正予算書の35ページ、36ページでございます。

6款農林水産業費、1項3目、細目農地中間管理事業費400万円の増額計上の説明の際に、その内容として地域集積協力金の対象となる地区名について、誤って中山地区と説明申し上げておりましたが、正しくは五反田地区でございます。訂正してお詫び申し上げます。

**議 長** 次に、日程第3、報告第10号「平成25年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件」を議題といたします。報告内容の説明を求めます。

**町 長** 報告第10号「平成25年度決算に基づく川棚町の健全化判断比率及び資金不足比率の件」についての報告をいたします。

この健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法の第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の審査に付しておりましたところ、このたび、監査委員から審査意見書の提出がありましたので、その意見書を添付し議会に報告するものであります。別紙にそれぞれの比率を表にして記載しておりますが、健全化判断比率及び資金不足比率のいずれも、国が示した早期健全化基準及び経営健全化基準以内の値となっております。なお、これら健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、今回の議会報告後、すみやかに公表を行うことといたしております。詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

**企画財政課長** それでは、私から内容についてご説明いたします。一枚めくっていただいて別紙をご覧ください。

この様式は、本議会報告後、総務大臣に報告する様式でございます。まず、一、健全化判断比率、第3条関係でございます。健全化判断比率の、この行が本町の25年度決算に基づく実績でございます。その下の行、早期健全化

基準と財政再生基準は、法が定めた基準で、これらの基準を上回ると市町村は財政の健全化、あるいは再生の計画を作成し、改善を図らなければならないという基準でございます。まず、健全化判断比率のうちの実質赤字比率及び連結実質赤字比率でございますが、この2つは、いずれも実質収支が黒字であったため赤字比率自体が生じておりませんので横線でお示しをしております。

次に、実質公債費比率でございます。14.0%で早期健全化基準の25%を下回っております。

次に、将来負担比率は53.2%、これも早期健全化基準の350%を下回っております。

次に下の表の2の資金不足比率でございます。これは公営企業会計ごとの経営健全化判断を行うもので、水道事業会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、そして平成25年度から観光施設事業特別会計の追加となっております。これら4つの特別会計は、いずれも資金不足が生じていないため横線で示しております。次のページをお開きください。

次に、表題は健全化判断比率等の公表について、とした資料をお付けしております。一枚目に財政健全化法の目的や、川棚町の財政状況について記載をしております。2ページ以降につきましては、健全化判断比率及び資金不足比率の計算基礎等についてお示したものでございます。3ページには、年度ごとの資金不足比率を除いた指標数値の推移を示した表を掲げておりますが、傾向としまして実質公債費比率と将来負担比率が減少し、一定の改善が進んでいるという状況でございます。要因としましては、主に新たな地方債借り入れを抑制していることによる地方債残高の減少、そして今回は東彼地区保健福祉組合の地方債残高の減少に伴う負担額の減によるものでございます。詳しい内容につきましては、後程、資料をご覧いただくということで説明は省略いたします。

報告内容については以上のとおりでございます。なお、財政健全化法に規定する健全化資料の公表につきましては、例年通りお配りした公表資料をホームページに掲載し、また概要を示したものを広報誌に掲載することにより公表したいと考えております。

また、本日お配りした平成25年度決算補足資料（一般会計）について、

簡単にご説明をいたします。これにつきましては、例年決算認定の折、配布、ご提供し、参考資料としていただいているものでございます。今回は、変更点についてご説明をしたいと思います。

まず、横長の平成25年度決算補足資料、本日お配りした資料でございます。こちらをご覧ください。

**1 5 番 山 口** 報告第10号と関連があるんですか。なければですね。報告第10号をきちんと処理していただいでですね、そしてこの分の補足説明になるのかどうか。ちょっとその関連がはっきりしないんですけれども。健全化比率の報告があって、その流れの中で補足説明を出してくださいということで、これは関連があるのかどうかですね。もしなければ、いったん報告第10号をきちんと処理していただいで、そのあとに説明をしていただきたいと思います。

**企画財政課長** 直接は関連はないです。例年、この順番でご説明しているということです。財政健全化の報告の折に説明をしています。

**議 長** 整理させていただきます。それぞれ資料はお持ちのようであります。健全化比率の関連につきましては、この資料の説明については関連性があると判断しますので、引き続き説明を受けて、そのあとに報告済みというかたちで処理をいたしたいと思います。資料の確認ができましたので説明をお願いします。

**企画財政課長** 大変失礼いたしました。それでは、資料についてご説明いたします。今回変更点のみ説明したいと思います。昨年まで、表の期間を11年間としておりましたが、今回から切りよく10年間ということで変えております。また1ページの一番下の行をご覧ください。この行が、今回から町債から公債費（元金を差し引いた数値）としております。従来、積立金の減少、そして地方債の増加という兼ね合いで示した数値を示しておりましたけれども、昨年、分かりにくいというご指摘もございましたので、シンプルに町債引くことの公債費元金としております。したがって、こちらがマイナスであれば、いわゆる借金である町債残高、これが減少しているという、そういう見方でご覧いただければと思います。次に3ページをご覧ください。

3ページには、目的別の決算の状況をお示しをしております。一番下の注釈で書いておりますが、今回から観光施設事業特別会計が創設された関係で、

一番下の公債費元金、このデータについては、従来、観光施設にかかる公債費元金を含めておりましたが、25年より以前の部分につきましても公債費元金を除外としております。それでは10ページをご覧ください。

10ページの表は、積立金・地方債・現在高、町債・公債費の推移表でございます。これに昨年までは投資的経費の関連を示した表をお付けしておりましたが、この10ページと重複性があるということで、それを除外しまして、1ページ戻って9ページ、この義務的経費の推移表を追加しております。こちらが義務的経費である人件費、扶助費、公債費、この3本の指標の推移を示したものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め報告済みとします。

(10:23)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、日程第4、認定第1号「平成25年度川棚町一般会計決算認定」から、日程第12、認定第8号「平成25年度川棚町水道事業会計決算認定」までを、川棚町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 認定第1号「平成25年度川棚町一般会計決算認定」から、認定第7号「平成25年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定」と、議案第47号「平成25年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件」並びに認定第8号「平成25年度川棚町水道事業会計決算認定」までを一括上程いただきましたので、併せて説明をいたします。

まず、認定第1号「平成25年度川棚町一般会計決算認定」から、認定第7号「平成25年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定」までであります。これらの決算につきましては、会計管理者から決算の提出を受け、去る8月5日、地方自治法第233条第2項の規定により、監査委員の審査に付しております。このたび、9月8日に監査委員から当該決算にかかる審査意

見書が提出されましたので、同条第3項の規定により、その意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査結果につきましては、決算書及び各附属書類は法令の定めにしたがって調整されているとしてありまして、総括として、「審査に付された各会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の計数は、原簿、関係諸帳簿、証憑書類、預金通帳、預金残高証明書、その他と照合した結果、正確かつ適正であることを認める。また、予算の執行、財務に関する事務処理及び財産の管理についてもおおむね適正に処理され、各事業はおおむね所期の成果を収めていると認められる。」との意見をいただいたところであります。

続きまして、議案第47号「平成25年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件」並びに認定第8号「平成25年度川棚町水道事業会計決算認定」についてご説明いたします。

まず、議案第47号につきましては、地方公営企業法における利益の処分は、地方公営企業法第32条第2項において、利益の処分は条例の定めるところにより、または議会の議決を経て行わなければならないと規定されていることから、平成25年度川棚町水道事業会計の決算において生じた未処分利益剰余金の処分について議会の議決をお願いするものであります。

次に、認定第8号につきましては、平成25年度川棚町水道事業会計決算の提出を受けまして、去る6月2日、地方公営企業法第30条第2項の規定により、監査委員の審査に付しております。このたび、8月5日に監査委員からの当該決算にかかる審査意見書が提出されましたので、同条第4項の規定により、その意見を付し、議会の認定をお願いするものであります。

監査委員の審査結果につきましては、決算について作成すべき書類及びその様式は、「法令の定めをすべて充足している」としてありまして、決算審査意見として、「審査に付された決算報告書ほか、決算諸表及び関係諸帳簿類はいずれも正確に記載され、水道事業の財政状況及び経営成績を適正に示していると認める。」との意見をいただいたところであります。その他、詳細につきましては、会計管理者並びに担当課長から説明いたしますので、ご審議の上認定またはご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

**議 長** 次に、一般会計についての補足説明を求めます。

会計管理者 説明に入ります前に、決算書それと成果報告書、それと今朝お配りをしましたA4の縦でホッチキス止めをいたしております平成25年度川棚町一般会計歳入歳出決算書補足説明資料をご用意いただければと思います。

それでは一般会計の決算認定についてご説明をいたします。

決算につきましては、先ほど、町長が申しましたように、地方自治法第233条の定めによりまして、次の通常予算を審議する議会までに議会の認定に付さなければならないと規定をされております。それでは、決算書の説明をいたします。97ページをお開きください。

ここには、実質収支に関する調書を記載いたしております。まず一番目に歳入総額でございます。62億1,101万9,581円、2番目に歳出総額60億5,495万2,529円、3番目に歳入歳出差引額1億5,606万7,052円、4番目に翌年度へ繰り越すべき財源としまして、2つ目の繰越明許費繰越額1,686万5千円、5番目に実質収支額、この額につきましては、3から4を引きました1億3,920万2,052円の黒字となっております。続きまして2ページをお開きください。

5ページまでが歳入となっております。決算書の4ページ、5ページをお開きいただきたいと思っております。一番下の歳入合計額でございます。予算現額63億8,407万4千円、調定額63億9,778万1,701円、収入済額62億1,101万9,581円、不納欠損額554万7,105円、収入未済額1億8,121万5,015円、予算現額と収入済額との比較1億7,305万4,419円の三角となっております。次のページをお開きください。6ページから9ページまでが歳出となっております。

8、9ページをお開きいただきたいと思っております。歳出合計でございます。予算現額63億8,407万4千円に対しまして、支出済額60億5,495万2,529円、翌年度繰越額1億120万円、不用額2億2,792万1,471円、予算現額と支出済額との比較、3億2,912万1,471円でありました。下の方に歳入歳出差引額でございますが、1億5,606万7,052円となっております。

なお、今朝お配りをいたしております資料ですね、資料の3ページ目には、不納欠損額の内容を、それと4ページの下の方には予算の流用、5ページに

は予備費の充用それと繰越明許費の状況を記載いたしております。6ページから7ページにつきましては、歳入歳出の款項ごとに予算現額欄に当初予算額、補正予算額を網羅したものを、それと最後の8ページには、税料金等の過去5年間の徴収率を記載いたしております。

それと決算書の100ページから105ページにかけては、財産に関する調書を記載いたしておりますので、後程お目通しをいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。ご審議の上ご認定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(10:35)

**議 長** 次に、国民健康保険事業特別会計についての補足説明を求めます。

**健康推進課長** それでは私の方からご説明させていただきたいと思っております。決算書の108ページをお開きください。

歳入は、国民健康保険税の収入未済額1億538万5,680円があるため、調定額の94.5%となり、不納欠損額は397万6,370円を地方税法第18条による時効で不納欠損いたしました。

次のページの歳出は、予算額の98.6%の執行率でありました。決算書の139ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。収入総額18億6,687万961円、歳出総額18億3,755万9,678円で、歳入歳出差引額は2,931万1,283円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額の2,931万1,283円となります。前年度の実質収支額が2,059万4,075円でありましたので、これを差し引きますと、単年度収支額は872万808円の黒字であります。25年度は財政調整基金を2千万円取り崩しておりますので、実際の収支としては、これを差し引きますと1,127万9,192円の赤字となります。141ページをお開きください。

基金の状況は記載のとおりで、決算年度中増減高の財政調整基金2千万円を取り崩し、年度内の預金利息14万8,357円を差し引いて、1,985万1,643円の減少となっております。

それでは成果報告書の方で説明いたしますので、報告書の96ページをお開きください。

1番の決算の概要でございますが、平成25年度国民健康保険事業における歳入額並びに歳出額は、ここに記載をしております、先ほど実質収支に関する調書で報告をしたところでございます。

2の歳入でございます。歳入総額に対する国民健康保険税の占める割合につきましては、17.4%でございます。国庫支出金は25.5%、療養給付費交付金7.3%、前期高齢者交付金24.5%、その他25.3%でございます。

3歳出につきましては、歳出総額のうち総務費の割合が0.4%、保険給付費の割合が69.4%で、一番多くなっております。それ以降、後期高齢者支援金等の割合をそれぞれ記載をしているところでございます。なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、決算書114ページから記載をいたしておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご認定いただきますよう、よろしく願いいたします。

(10:40)

**議 長** 次に、後期高齢者医療特別会計についての補足説明を求めます。

**健康推進課長** それでは、後期高齢者医療特別会計決算認定についてご説明いたします。

この後期高齢者医療につきましては、保険料が1割、現役世代の保険料4割、公費負担5割として、国民全体で支える仕組みでありますので、歳入歳出については、最終的には同じ額となります。精算は次年度で行うこととなります。決算書の144、145ページをお開きください。

歳入は、後期高齢者医療保険料の収入未済額の87万2,400円があるため、調定額の99.4%であります。

次のページの歳出は、予算額の99.6%の執行率でありました。決算書の159ページをお開きください。

実質収支に関する調書であります。収入総額1億5,124万774円、歳出総額1億5,048万8,019円で、歳入歳出差引額は75万2,755円

となっております。翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額の75万2,755円となります。成果報告についてご説明いたしますので、成果報告書の112ページをお開きください。

1の決算の概要でございますが、歳入額並びに歳出額はここに記載しているとおりであります。先ほど、実質収支に関する調書でご説明したところがあります。

2の歳入につきましては、収入総額に対する後期高齢者医療保険料に占める割合が、69.9%でございます。

繰入金に占める割合が29.8%、その他0.3%となっております。

歳出であります。歳出総額に対する総務費の割合が2.1%、後期高齢者医療広域連合納付金の割合が97.8%、諸支出金が0.1%となっております。

なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、決算書の150ページから記載をいたしておりますので、お目通しをいただきたいと思っております。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご認定いただきますよう、よろしく願いいたします。

(10:45)

**議 長** 次に、介護保険事業特別会計についての補足説明を求めます。

**健康推進課長** それではご説明いたします。決算書の162ページ、163ページをお開きください。

歳入における収入済額が調定総額12億4,585万1,570円に対し、12億3,822万1,970円で、収入率99.4%となっております。

収入未済額の732万8,680円は、介護保険料未済額であります。不納欠損額は30万920円を介護保険法第200条第1項の規定により、不納欠損をしております。次のページをお願いいたします。

歳出における支出済額11億8,014万8,281円となり、予算総額12億3,541万4千円に対して、95.5%の執行率でありました。決算書の185ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。収入総額12億3,822万1,970円、歳出総額11億8,014万8,281円で、歳入歳出差引額は5,807万3,689円となります。

翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は同額の5,807万3,689円となります。次年度精算において、返還金と追加交付金の合計は、交付金額が510万7,393円上回りましたので、この金額を加えた6,318万1,082円が次年度の自主財源可能額となります。

平成25年度は、第5期介護保険事業期間の2年目でございます。おおむね順調な財政状況であります。187ページをお開きください。

基金の状況は、記載のとおりで、平成25年度に介護保険給付費基金を3千万円積み立てております。それでは、成果報告書において説明いたします。115ページをご覧ください。

1 決算の概要ですが、平成25年度介護保険事業における歳入額並びに歳出額はここに記載をしております。先ほど実質収支に関する調書で報告をしたところでございます。

2 歳入ですが、歳入総額に対する主な歳入の割合につきましては、介護保険料が18.6%、国庫支出金が21.4%、支払基金交付金が24.3%、県支出金15.3%、繰入金13.0%となっております。

3 歳出につきましては、歳出総額の大部分89%を保険給付費が占めております。総務費4.3%、地域支援事業等費3.3%、基金積立金2.5%、諸支出金0.9%となっております。

なお、歳入歳出それぞれの事項別明細書は、決算書の168ページから記載をいたしておりますので、後ほどお目通しをいただければと思います。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご認定いただきますよう、よろしく願いいたします。

(10:50)

**議 長** 次に、観光施設事業特別会計についての補足説明を求めます。

**産業振興課長** それでは、私の方から平成25年度川棚町観光施設事業特別会計の決算認定についての補足説明をいたします。決算書の201ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額及び歳出総額とも2億6,874万2,284円であります。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は0円となります。次に決算書でございます。190、191ページをお開き願います。

歳入は、不納欠損額、収入未済額ともに0円であります。次のページをお開き願います。

歳出についてであります。支出済額は予算現額の約99.8%の執行率でありました。それでは、成果報告書をお開きいただきたいと思ひます。127となります。

1 決算の概要でございますが、平成25年度観光施設事業における歳入総額並びに歳出総額を記載しております。先ほど、実質収支に関する調書で説明を行ったところでございます。

2 の歳出につきましては、歳入総額に対する雑入、観光事業収入の占める割合は4.5%でございます。一般会計繰入金は95.5%でございます。

3 歳出につきましては、歳出総額のうち観光施設事業費の割合が58.5%、公債費が41.5%でありまして、予備費の支出はございません。

以上、説明を終わりますが、ご審議の上ご認定いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

(10:53)

**議 長** 次に、公共下水道事業特別会計についての補足説明を求めます。

**水道課長** それでは、決算の詳細について説明させていただきます。決算書は、204ページ、成果報告書は133ページからです。

まず、決算書の219ページをお願ひいたします。実質収支に関する調書で説明いたします。

歳入総額が6億4,384万857円で、歳出総額は6億3,782万6,319円です。歳入歳出差引額は601万4,538円です。次に、決算書204ページ、205ページです。

歳入についてですが、不納欠損額18万6,320円は受益者負担金並びに下水道使用料であります。また、収入未済額847万5,230円あります。次に、206、207ページです。

歳出についてですが、2款建設費の翌年度繰越額3,740万円は、管渠建設費の東小串地区の汚水管渠建設の一部を26年度に繰り越したものであります。次に、成果報告書133ページの総括について説明いたします。

決算の概要についてですが、先ほど説明のとおりであります。収入済額は

予算額の94.2%、調定額の98.7%、歳出は予算額の93.3%です。歳入につきましては、歳入総額に対する割合は国庫支出金15.3%、町債12.4%、一般会計繰入金49.9%、その他22.4%であります。

次に歳出ですが、歳出総額に対する割合は、総務費17.0%、建設費34.8%、公債費48.2%であります。予備費の支出はございませんでした。

決算書の222、223ページには、財産に関する調書を記載しておりますが、特に変更はございません。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご認定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

(10:56)

**議 長** 次に、簡易水道事業特別会計についての補足説明を求めます。

**水道課長** それでは、決算の詳細について説明させていただきます。

決算書は226、成果報告書は143ページからです。まず、決算書237ページの実質収支に関する調書で説明いたします。

歳入総額が290万5,477円で、歳出総額は258万3,183円あります。歳入歳出差引額は32万2,294円あります。次に決算書226、227ページの歳出であります。

不納欠損、収入未済、共にございません。次に決算書228、229ページであります。

歳出ですが、翌年度に繰り越す額はございません。それでは成果報告書143ページの総括について説明いたします。

決算の概要につきましては、先ほど説明をいたしたところであります。収入済額は予算額の96.9%、調定額の100%、歳出は予算額の86.1%であります。

歳入につきましては、歳入総額に対する割合は水道料金59.7%で一般会計繰入金26.9%、前年度繰越金12.8%、その他が0.6%であります。

次に、歳出についてですが、歳出総額に対する割合は、総務費1.6%、事業費が98.4%であります。

決算書の240ページ、241ページには、財産に関する調書を記載して

おりますが、特に変更はございません。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご認定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

( 1 0 : 5 9 )

議 \_\_\_\_\_ 長 ここで、しばらく休憩いたします。

(…休 憩…)

( 1 1 : 1 5 )

議 \_\_\_\_\_ 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 \_\_\_\_\_ 長 次に、議案第 4 7 号及び認定第 8 号について、併せて補足説明を求めます。

水 道 課 長 それでは、まず議案の詳細について説明させていただきます。

剰余金の処分につきましては、町長提案説明のとおり、地方公営企業法の一部改正に伴い、平成 2 3 年度より議会の議決を経て処分することといたしておるところであります。議案書と別つづりの水道事業会計決算書をご準備ください。

最初に未処分利益剰余金処分計算書案ですが、決算書の 5 ページの水道事業損益計算書と併せて、決算書の 6 ページの剰余金処分計算書案で説明いたします。まず、損益計算書で説明をさせていただきます。なお、金額は消費税抜きでありますので、あらかじめご了承ください。

営業収益は、給水収益からその他の営業収益までの総額で、2 億 8, 5 1 7 万 1, 9 8 4 円で、営業費用は原水費から資産減耗費までの総額 2 億 2, 2 8 9 万 8, 9 3 2 円で、営業利益が 6, 2 2 7 万 3, 0 5 2 円となります。営業外収益は、受取利息から雑収益までの総額、1, 6 5 4 万 7, 7 8 2 円で、営業外費用は、支払利息と雑支出までの総額、1, 9 2 5 万 7, 7 7 9 円で、営業外利益がマイナス 2 7 0 万 9, 9 7 0 円となり、経常利益が 5, 9 5 6 万 3, 0 5 5 円となります。

当年度純利益も同額で、前年度繰越利益剰余金 3, 1 5 4 万 3 3 5 円を加えますと、当年度未処分利益剰余金は、9, 1 1 0 万 3, 3 9 0 円となります。議案書をお願いします。

そこで、議会の議決による処分類は、議案書にありますように減債積立金に3千万円、建設改良積立金に3千万円の、合わせて6千万円を処分し、残余につきましては繰り越すことといたします。

このようにご決定いただきますと、処分後残高、翌年度繰越利益剰余金は3,110万3,390円となります。

議案書による処分類は、翌年度以降における企業債の償還や建設改良工事等の資金として積み立てるものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは引き続き、決算の詳細について説明させていただきます。決算書11ページをお開きください。

平成25年度における川棚町上水道の給水状況は、給水区域内人口1万4,462人の99.4%にあたる1万4,380人に給水いたしました。年間総配水量は、195万306<sup>m</sup>で、前年度に比べ6万7,900<sup>m</sup>の減少です。

次に、年間総有収水量は172万3,026<sup>m</sup>で、前年度に比べ6万4,868<sup>m</sup>の減少です。また、有収水量につきましては、前年度に比べ0.3%減少し、有収率については88.3%でありました。この使用量の減少につきましては、工場等において約5,700<sup>m</sup>減少したためであり、特にコバレントマテリアル長崎の使用量の減少が影響いたしております。

次に、経営の状況であります。事業収益は3億171万9,766円で、前年に比べ753万1,593円、2.4%の減少でありました。事業費用は、2億4,215万6,711円で、前年度に比べ727万9,512円、2.9%減少いたしました。その結果、収支差引5,956万3,055円の純利益となっているところであります。決算書3ページをお願いいたします。

次に、資本的収支についてであります。収入は、企業債と工事負担金で決算額が1億8,078万330円であります。支出の建設改良費では、長崎川棚医療センター配水管布設替工事のほか、山道浄水場第7次拡張事業などの改良費と、企業債償還金として2億8,027万4,269円を支出いたしました。また、翌年度繰越額といたしまして、山道浄水場第7次拡張事業の継続費6,230万円を逡次繰越といたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、

決算書4ページの表の下に記載のとおり補てんをいたしております。

決算書の7、8ページには貸借対照表、9、10ページには剰余金計算書、11ページから16ページには事業報告書として、概況、建設改良工事、事業量など、17ページから20ページには収益費用明細書、21ページには固定資産明細書、22ページには企業債明細書などを記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で、説明を終わりますが、ご審議の上ご認定くださいますよう、よろしく願いいたします。

(11:25)

**議 長** ただいま各会計について説明を受け、これから質疑を行います。決算内容については成果報告書にも詳しく記載されており、監査委員による決算審査意見書等もお手元に配布されております。さらに、決算審査特別委員会を設置、付託する予定でありますので、この点、お含みおきの上、各会計ともに歳入歳出の全般にわたる政策的なもの、総括的な質疑となるようお願いいたします。また、会議規則の規定では、質疑の回数は1議題に3回とありますが、会計ごとに3回まで許可をする取扱いとさせていただきます。

それでは、初めに認定1号「平成25年度川棚町一般会計決算認定」に対する質疑を行います。1ページから105ページまでです。

**4 番 堀 田** 成果報告書の24ページにですね、事務事業評価の中で再検討というのが一件載っておるんですけども、再検討されたのは何だったのか。

**企画財政課長** 申し訳ございませんが、今、資料を手元に持っていないためお答えできません。

**議 長** 後で説明をするようにいたします。

**14 番久保田** 2つお尋ねします。歳入の県の補助金のところで25ページになりますが、前年度まであった児童虐待防止対策事業費というのが消えています。それから妊婦健康診査支援事業というのも消えております。虐待についても妊婦健診についても、今大事な時期です。とても大切な事業だと思います。このことは県に対してですね、継続をどうして言わなかったのかというのと、もう一つですね、消防費です。成果報告書で77ページで、定数290名に対して、まだ実員が267名となっております。団員を増やすにあ

たっていますね、2013年度の非常備消防費の地方交付税の単価はですね、国基準から言えば、副分団長から部長、班長、団員は、これは国の基準を大きく下回っております。この消防災第457号というのが出ておりまして、その通告の中にはですね、報酬とか手当とかは条例単価が低いので、積極的に単価を引き上げてくださいというふうに言われていると思います。それと出動手当についてもですね、私が担当課に聞いたのでは、1回の出動が2,700円となっております、国基準では7千円になっているはずですが。こういった活動の実態に応じた出動手当の検討も行ってくださいというふうになっておりますので、国基準により近づけるよう、それ以上にしろと言っているんですから、それを努力をされているのかどうかお尋ねしたいと思います。

**健康推進課長** 久保田議員が質問されました児童虐待防止対策緊急強化事業、それと妊婦健康診査支援事業補助金、確かに昨年度まではございました。これがなくなった経緯については、今資料を持ち合わせておりませんので、後ほど説明させていただきたいと思います。

**総務課長** 現在の消防団員につきましては、成果報告書には267名と記載しておりますが、少しばかりの努力によりましてですね、現在271名と若干回復をしているところでございますが、今後ともこの件につきましては努力をしてまいりたいと、各機関も協力しながら積極的な取組みをしていきたいと考えております。

それから、先ほどの質問では団員の報酬、手当について低いのではないかとということでございますが、これについては先の議会でも質問がありましたけれども、回答内容を覚えておりませんので、前回の分を拝見して後ほど回答させていただきたいと思います。以上です。

**11番小田** 農林水産業費の内訳の全体的なことでお尋ねをします。諸事業に補助金などを出されておられますが、農家と農協とのかかわりが大変重要で事業を進められるとっておりますが、農協との連携は十分取れていたのかということと、成果ですね、目に見えた成果、例えば品質向上など、顕著に表れているのか、また、部会などから成果報告がされているのかお尋ねしたいと思います。

**産業振興課長** それではご質問についてお答えをしたいと思います。まず、農

協との連携はとれてきたかというようなご質問でございますけれども、特に農家と農協、役場、こういうところ、県も含めましてですけれども、やはり連携をすることは必要不可欠でございます。担当といたしましては、農協と常々毎月農業振興協議会の幹事会というものを、基本的に毎月行っております。その中でも事業のことを協議したり、その中で話さないことでも、常々、農協と連絡体制を密にしまして行っておるところでございますので、連携は取れているというふうに考えております。

次に、事業の成果ということでございますけれども、事業を行った農家の方々からは、事業を進めて非常に良かったということは聞いておりますけれども、数値的な成果というものにつきましては、まだまだこれから出てくるころだと思います。25年度中に行った事業での数値的な成果ということで申し上げる資料としては持っておりませんので、ご容赦いただきたいと思います。

部会からの成果というものが上がってきているのかということでございますけれども、春先から各部会が総会を行います。その総会の中での資料として前年度の成果を明記している部分もございまして、特に継続を何年もしているようなものについては、特に成果として上がっていないという書類等もございまして。一応、部会につきましては、総会等に極力参加をいたしまして、資料等集めるようにしておるところでございます。

**14番久保田** 15ページ、歳入のところですね。自動車取得税交付金というのがあります。前年度よりも196万9千円減になっております。世の中は消費税が8%になるということで、駆け込み需要があったと思うんですけれども、うちの町にはそれが影響なかったのか。もう一つ、33ページにですね、軽自動車税の延滞金が、金額は4万5,300円と少なくはあるんですけれども、昨年の5.5倍になっている、この原因は何だと思われませんか、お尋ねします。

**企画財政課長** まず、ご質問にございました自動車取得税交付金についてご説明いたします。こちらにつきましては、先ほど、ご質問にありましたように、前年度比196万9千円の減となります。そして、消費税増税前の駆け込み需要といった点もありましたが、近年、傾向として出ておりますのが、やはり高級車から金額の低い購入車種に下がっているという傾向があります。で

すから、普通車よりも軽自動車、軽自動車も中古車であるとか、そういったことで全体として自動車取得税は取得価格に応じて課税されますので、そういった影響が主な要因であろうと考えております。そして、消費税増税前の駆け込み需要はですね、主に2月、3月といった状況でございますので、今回の実績までは反映していないのではないかと、そういうふう感じております。

**税務課長** 決算書33ページの延滞金の軽自動車税の額が大きくなっているというご質問をいただきましたが、これについては確たる資料を今持ち合わせておりませんが、前年に比べますと大きくなってはおりますが、今年度、滞納繰越分の徴収の実績があったものと考えております。

**3 番 福田** 成果報告書の49ページの下の方にあります訪日外国人（インバウンド）ということで、韓国からの誘客を行ったということですが、これは単年度事業として取り組まれているのか、継続的な取り組みとして今後も続けていかれる事業なのかお聞きしたいと思います。それと、成果報告書の82ページの下段の方ですけれども、新刊図書の購入費、これはここ3年ほど見ますと447冊、370冊、25年度が324冊と冊数が減ってきております。このへんの考え方と教育分の不用額等も発生しておりますので、できればある程度の水準として新刊図書を買うべきではなかったのかなと思いますので、そのへんの判断をお聞きしたいと思います。

もう一つ、一番下にあります放課後子ども教室、3千人以上の利用があって、まあまあの成果だったのかなと思うんですけれども、教育委員会としての成果をどのように捉えておられるのか。また、もし保護者の方から意見等があったり喜ばれているというような感想があっているのかお聞きしたいと思います。

**産業振興課長** 成果報告書の49ページに書いております訪日外国人（インバウンド）、特に韓国からの誘客というふうに書いておりますけれども、この事業につきましては、もうちょっと上の方に書いておりますけれども、緊急雇用創出事業臨時特例交付金事業で行っておる事業でございますので、この事業自体は単年度でございます。ここ数年、実施をしてはおりますけれども単年度で行っているものでございます。また、訪日外国人（インバウンド）特に韓国からの誘客というものにつきましては、これまで川棚高校等を通じま

して、韓国との連絡ができるようになっておりますので、今後とも誘客については行っていきたいと考えております。以上です。

**教 育 長** 福田議員申し訳ありませんが、もう一回質問事項を教えてくださいませんか。

**3 番 福 田** 新刊図書の購入の冊数が近年減ってきているということで、予算の不用額もあることだし、例年並みの新刊図書の購入に充てられなかったのか。また、こういうふうになっていることに対しての教育委員会としての考えをお聞きしたいというのが一点ですね。それともう一つ、放課後子ども教室の事業で、3千人以上の利用があるので、当初の目標人数等は把握してありませんが、評価できるのかなと思います。教育委員会としての評価はどのようにされているのか。また、保護者からの反応はどうだったのかお聞きしたいと思います。

**教 育 長** そのことにつきましては、今資料がございませんので、後日、お答えするというところでようございますでしょうか。

**1 4 番久保田** 3回目ですからまとめて聞きます。22ページ、36ページをまとめて聞きます。

22ページですね、新採用者が9人、その中で男性が8人で女性が1人となっております。男女共同参画が言われている今ですね、このような採用の仕方というのがどうなのかというのが一点ですね。

それから36ページです。養護老人保護措置費の中で、入所者措置費が今年度決算で20人分で3,537万6千円、去年は22人で3,668万円でした。一人に計算するとですね、今年が176万8,800円、去年が166万7,272円で、今年度からいけば一人10万円アップしていることになるんです。それがどうしてなのかということをお尋ねしたいと思います。

**総 務 課 長** ただいまのご質問にお答えいたします。

採用者9人のうち男8人、女性1人ということでの女性の採用が少ないのではないかと質問だと思いますが、ご存じのとおり、採用試験につきましては、採用試験をしまして、それから面接試験をしてからの採用というふうな段取りで採用しておるわけですが、その中でも採用試験を求めて来られる方、こういった方々については、男女の比率、これは女性はかなり低うございます。そういったこともありますし、当然、一次試験ではテストの点数、

こういったことが基準になってまいりますので、そういったことのクリア条件も関わってきます。行政として、女性を採らないというような考えは毛頭ございませんので、そういった諸々の試験の内容によって、結果によって採用しているという状況でございます。以上でございます。

**住民福祉課長** 先ほどの久保田議員の質問ですけれども、養護老人保護措置費の件ですけれども、一人当たり10万円アップしたのはなぜかという質問でございますけれども、今資料を手元に持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。

**6 番 毛 利** 一点お尋ねします。数字的な確認をしたいんですけれども、決算書42、43の諸費ですね。生きいきタクシーの助成事業についてなんですけれども、成果報告書でいきますと25ページ、この中に3月末までに894冊を交付したと、そのうち1万2,697枚を支出したとありますので、6割弱の使用率かと思えます。もともと対象者というのが何名でしたかね、2千人ぐらいいたのかなと思えますけれども、数字がお分かりでしょうか。

**企画財政課長** お答えいたします。まず、最初の対象者数でございますけれども、1,794人でございます。したがって、交付率が49.8%程度ということになります。ただし、対象者数は当初の数でございますので、これ以降にお亡くなりになる方、あるいは転出される方というので減っていきますので、その点をご理解をお願いしたいと思います。

**6 番 毛 利** であるならばですね、1,794名のうちの894名の方、約5割として、そのうちの6割が使用されたということですので、全体でいくと3割程度かなと思えます。ちょっとさびしいんじゃないかと思うんですよね、この数字がですね。以前も質問したんですけれども、自分が対象であるかないかということも分かっていらっしゃらない方も結構多く聞きますので、何かの際に通知できる制度と言いますか、そういうのが必要じゃないかと思うんですけれども、全体で言う3割程度しか使用がないというのは、数字的にいかなものかなと思えますので、その点、どう反省されているのであれば聞きたいですし、今後、どうにかしようと思っていらっしゃるのか。できれば、町長のご意見もお聞きしたいと思います。

**企画財政課長** お答えいたします。総対象者数からすると、全体で3割程度ということのご質問なんですけれども、一因として考えていただきたいのがで

すね、これが7月から交付を開始しまして、3月までの実績です。ですから4、5、6の3月というものは26年度の成果になってしまう。そういうのがあるということはご理解をお願いしたいと思います。

そして、ご質問にありましたように、まず制度そのものを知らない方がいらっしゃるんじゃないかということですが、これにつきましては広報等でお知らせするとともに、老人会などにも出向いてPRをしているところでございます。ただ、ご質問にありましたように、それぞれ対象者に通知をするというのはですね、個人情報の問題点というものもありますので、今のところ対象者に通知するというのは考えておりません。以上です。

**町長** 利用の実態については担当課長が答弁いたしましたが、やっぱり議員おっしゃるように制度の周知がまだ十分できていないということも一つあります。これについては今後しっかりと対応していきたいというふうに思っております。それから、真に必要な方が利用されているということで、その件については大変ありがたく思っております。対象者ではありますが、例えば家族が送迎してくれるからあまり使わないというようなことで、そういった方も実際いらっしゃいますし、本当に必要な方が利用されているということで、私は理解しております。制度については、今後しっかりと周知をしていきたいと思っております。以上でございます。

**15番山口** 成果報告の26ページでございますが、企業誘致費についてお尋ねしたい。ここでは単に、いわゆる進出を見込んだ企業が、本町への進出を見送ったから取組み活動ができなかったと、そういうかたちなんですけど、これはいろんな場です。一般質問等含めて定住策の中で、工場誘致というのがいろんなかたちで質問されるわけです。そういった中で、本町に進出を予定されておった企業が見送ったからしなかったと。これは新たな本来は努力をすべきではなかったかと思うんですが、こういった点はどのように考えられたのか。いわゆる誘いをかけたけど来るような可能性があったと、それがなくなったから止めましたと、これでは何年経っても企業誘致はできないんじゃないかという気がするんですが、そういった点はどのように考えられたのかお聞きしたい。

**企画財政課長** 今回、昨年25年度4月から企業誘致係を創設して取組みを行ってきたところなんですけど、その際に一番痛感いたしましたのがですね、町

の企業誘致用の用地を持たないということが非常に苦しい課題であるというふうに考えております。本来でしたら、企業団地というものがありまして、波佐見町においてもパンフレット等で航空写真等を示したものを持って、企業を回って誘致活動を進めていくわけなんですけれども、そういう商品がない状態での誘致活動というのは非常にしにくいというものを実感したところでございます。したがって、用地がない状況ではですね、やる活動が限られてしまうということをご理解をいただきたいと思っております。以上です。

**1 5 番 山 口** 今のですよね、工業団地がなければ誘致企業は厳しいと、それで取り組めませんでしたよということでは、これは何年経ってもそうならないと。だから、どういうふうな企業が来なかった理由が、工業団地がなかったから来なかった、ただそれにかぶせてしまって、本来であればいろんな努力、取組みをすべきではないかと。それが取組みができなかったという一言で片づけるのはいかがなものかという気がしているわけです。

**企画財政課長** 補足いたしますけれども、当初、進出の見込みがあった企業につきましては、用地の充てとしまして民間が保有する敷地というものをあつせんするというかたちで考えておりました。しかしながら、その用地そのものですね、工業団地にまとまった土地があったんですけれども、用地そのものがメガソーラーの用地として使用されてしまったということで、そういうあてにしていた民間の土地がなくなったという状況もご理解いただきたいと思っております。それで、策がないというのがですね、やはりこの件については他市町村の企業誘致の活動の取組みをいろいろ電話等で聞いたんですけれども、とにかく商品のカタログなしには面談さえもしてくれないという状況があります。したがって、こちらにも策がないというのはですね、そういった事情によるということをご理解をいただきたいと思っております。以上です。

**議 長** ここで、しばらく休憩いたします。

( 1 2 : 0 0 )

(…休 憩…)

( 1 3 : 0 0 )

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議 長** 質疑に入ります前に、午前中に後で答弁ということでありまし

たので、まずその分からそれぞれの各課より発言を求めたいと思います。まず、総務課長の方からありますか。

**総務課長** 午前中の久保田議員のご質問にお答えしていない部分がありましたので、それについてお答えをいたします。

消防団員の報酬、それから出動手当について見直しは考えていないのかというご質問でしたが、この件については、今年の2月でしたか、消防団員の処遇改善を促す方針ということで、消防庁が出しております。その中で、久保田議員がおっしゃいましたように、一般団員の報酬年額が低いのではないか、それから出動手当の手当額が少ないのではないか、7千円が2,700円というご質問でしたが、ご存じのように、報酬、手当等につきましては、各自治体条例で定めるようになっておるところでございます。そういったことで、本町は定めておるわけでございますが、消防庁が出しております一般団員では3万6,500円、出動手当1回当たり7千円というふうに出しておるわけですが、現在、本町では出動手当では訓練、それから消防車の管理、点検ですね、そういった場合でも火災ではないけれども手当を出しているという状況で、消防庁が定めております7千円と言いますが、そういった訓練、整備、こういったものにも7千円なのかというところの疑問は残っておるところでございます。

本町では、手当とは別に毎月2回、消防車の整備を分団の方に委託をしておりますけれども、これには出動手当と整備委託費、それぞれ支出をしておりますし、消防学校の入校等では、研修等もございますが、そういったときには費用弁償の他に、日当として別途支出をしておるところでございます、実質条例で定めております金額より多く支払っているのが現状でございます。

それから、ある新聞社の情報では、平均の年額報酬について、1回の出動手当の金額を平均で出したところがございますが、この情報よりも本町での支出は低いという状況ではございません。それから、東彼三町の状況をみましても、消防費に占める、いわゆる消防団員に対する支出等をみましても、決して少ないとはいえない状況でございますので、現行を維持していくということで考えております。以上でございます。

**企画財政課長** 堀田議員のご質問で、成果報告書の24ページ、事務事業評価

制度に基づく評価を行った、この表の中の再検討としたものの内容についてのご質問でございました。

まず、再検討は1、その下に(1)と、二段書きになっております。まず、1とした方ですけれども、こちらは川棚町柔剣道場耐震診断および耐震等補強改修工事というものが事業評価の対象に出されました。これにつきましては、建て替えも視野に入れた検討をするということで見直しと、再検討としております。

そして(1)とした、これにつきましては、川棚大崎自然公園交流広場利便性向上事業というものが出されまして、これにつきましては再検討、そしてかつその他ということで評価をしたものでございます。以上でございます。

**健康推進課長** それでは私の方から、久保田議員がご質問されました妊婦健康診査支援事業の廃止についてお答えしたいと思います。

まず、この事業につきましては、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担を軽減し、安心安全な妊娠出産を確保するために、妊婦健康診査費用の公費負担に要する経費の一部を負担するという事業でございます。事業年度については、21年度から24年度となっております。妊婦健診の拡充、全14回に拡充するためについての支援でございました。この14回のうちの5回分につきましては、地方交付税措置と、残りの9回分については国が県を通じて2分の1の補助、町が2分の1の支出負担となっております。この事業につきましては、国の施策でありまして、町としては存続の要望等は特に行ってはおおりません。なお、この事業につきましては、補助がなくなっておりますが、引き続き継続をしております。成果報告書の42ページ目の上から11行目になるんですけれども、妊婦の健康管理を目的とした妊婦健康診査ということで行っておりますので、受診者につきましては影響はございません。以上です。

**住民福祉課長** 午前中の久保田議員の質問に、二つございましたけれども、お答えします。

まず、児童虐待防止対策緊急強化事業の県補助金がなくなったことにより、この事業は行っていないのではないかとご質問でしたけれども、これは県の事業が廃止になりまして、その後、国の方から違う国庫補助というのが示されましたけれども、それは新規事業を始めるということで、該当がござ

いませんでしたので、第2回の補正で減額をしております。しかし、児童虐待ですとか、DV対策事業につきましては、そういう事例が発生した場合は、関係機関や役場の中でも各関係課で連携をとりまして、対処するようにしておりますので、なくなっているわけではございませんので、継続しておりますので、そのことを申し添えます。

それから、二つ目の質問でございます。養護老人保護措置費についてでございますけれども、24年度から25年度の個人に係る金額が10万円ほどの差があるのはどうしてかということでございます。この措置費につきましては、入所の方が毎年少しずつ変更されるんですけれども、個人支援額という、個人に対するサービスというものがございまして、個人個人によってですね、状況が違ってございまして、その方が健康な方なのか、病弱な方なのか、それから介護サービスはどのようなサービスまで受けていらっしゃるかというようなことで、こちらの方が負担する個人の金額がもちろん違いますので、公費で負担する額も違ってまいりますので、単に20人で総額を割って10万円の差が出るというものではございませんので、そのように回答させていただきたいと思っております。以上です。

**教 育 長** 午前中の福田議員の質問にお答えいたします。二点ございました。ここに新刊図書の購入が減少しているのではないかとございしますが、実は、平成23年度から本町は図書室書誌データシステム、いわゆるパソコンによる図書管理を行っております。当初、パソコンによる図書管理では、図書室利用者カードというのが必要なんですけど、当初2千枚あれば十分であろうという予測で2千枚購入しておりましたが、25年度に入りまして急に不足してまいりました。ということは本を利用する、図書室を使用する方が予想に反して増えたということで、千枚を急ぎょ購入いたしましたので、その分で図書室の新刊の購入が減ったということでございます。

もう一点は、放課後子ども教室の保護者の感想はないかということでしたが、これは特にはないそうです。ただですね、学校としては非常に助かっております。と言いますのは、今、子どもを帰すときに学校が気をつけるのは児童の下校時の安全確保でございます。そのために、一人でできるだけ帰さないということを各学校心がけているんですが、低学年が高学年の下校時刻まで待つと、そこらあたりの活用にも十分助かっているところなんです。以上で

す。

**議 長** それでは引き続き一般会計に対する質疑を行います。

**1 5 番 山 口** 二点ほどお尋ねしたいと。成果報告書の26ページですが、徴税費でですね、これは口座振替制度の利用者というのが0.84%減少していると。これは徴税費からいけばですね、口座振替を活用してもらうということは非常に徴税率が上がったりとかですね、そういった面では非常に良い方法だろうと。これが0.84%減少していると、この減少してきている原因は何なのかというのが一点です。

それからもう一点、成果報告書の31ページでございますが、地域支え合い事業費の中で、専任の社会福祉士の配置とありますが、この社会福祉士の主な業務内容と、それとこれを配置したことによってですね、どのような効果がみられたのか、この二点をお尋ねしたい。以上でございます。

**税 務 課 長** 口座振替の実績につきまして利用率が減少しているということのご質問だと思いますが、この件につきましてはご指摘のとおりでございます。今年度0.84%減少している状況でございますが、一方、これは明確な分析まではできていないかと思いますが、一方ではこれに代わりまして、口座振替に代わりましてというよりも、コンビニ収納をですね、始めさせていただいております。若い方を中心にコンビニでの取り扱いが都合がよいという方も多くいらっしゃるようでございまして、こちらとの関係で口座振替につきましては若干の減少傾向かと思っております。以上です。

**住民福祉課長** 山口議員さんの質問は、社会福祉士がどのような仕事をしているかということでしょうか。

**1 5 番 山 口** 配置したためにどういう成果が上がっているのか。

**住民福祉課長** 社会福祉士はですね、25年度からモデル事業で始めました川棚町地域見守りネットワークの各見守りが必要な方の調査書というのを作るようになっているんですけども、その方をですね、一戸ずつ個別に訪問しまして、地区の総代さん、民生委員さんと一緒にですね、行くこともありますが、だいたいそういう見守りが必要な方の聞き取り調査をしまして、そういう個人の調査票を作ります。そして、効果はですね、25年度は、西白石地区、それから平島1、2、3、4丁目地区、それから石木地区であったん

ですけれども、26年度に入りまして、またさらにちょっと、地区は今急にだったので忘れましてけれども、さらに増やしていておりますので、そのことに専任的に従事していただいております。そして、その今申し上げましたように、地区が少しずつですけれども増えておりますので、そういう効果を上げるために社会福祉士というのを配置したということでございます。

**議 長** 他に質疑はありませんか。

**5 番 三 岳** 成果表でいきますと58ページになります。水産業費の中です、(A)ですか、この中にですね、川棚漁協と南部漁協ですか、話を始めたということで、これはどこまで進んでいるのかということとですね、将来的に、まだ話は終わってないと思うんですが、町としてどこまで関与されるのかということとですね。

もう一つは、成果報告書の79ページ、10款の教育費の中です、心の教室相談員ということで記載があります。この中でですね、例えば不登校、いじめ、虐待、そういったものの件数的なものが分かっておられればというよりも、前年と比較をしまして増加したのか減少したのか、そのことと併せましてですね、スーパーバイザーを配置しておられますが、配置することによってどのような効果があったのかをお尋ねしたいと思います。

**産業振興課長** ただいまの質問でございますが、川棚漁協が佐世保市南部漁協との合併協議を始めたということで記載をしております。このことがどこまで進んでいるのかという話ですけれども、合併協議会なるものを立ち上げまして、その会を数回開催しております。その中で、大きな方向性としては合併をするというような話で進んでいくんですけれども、やはり個別の案件、小さな一つ一つの項目等を決めていく上では、なかなか合意に至らないということがございまして、現在、中断ということまではないんですけれども、次の会議が開かれていないというような状況でございます。

町として、どこまで関与していくのかということでございますけれども、合併につきましては、川棚漁協より佐世保市南部漁協さんの方へ声掛けはされているということがございますので、川棚漁協の考え方として、合併を進めていきたいという方針が今現在もありますので、その方針が続く限りは合併に向けて協力をしていきたいというふうには考えておるところでございます。以上です。

**教 育 長** 三岳議員の質問にお答えします。心の教室とスーパーバイザーこちらの総合的な効果としてどうなっているかという答え方でよろしいですか。

まず、不登校については減少傾向です。ただですね、じゃあ不登校が減って確実に子どもたちが教室に行けているかというところ、そこまではまだいっていません。心の教室に行ったり、保健室に行ったりという状況です。

それからスーパーバイザーあるいは心の教室を配置することによってどういう効果があるかということですが、まずスーパーバイザーで助かるのは、教師が特別な支援を要する子、これは不登校についてもそうですし、あるいは家庭的な事情で生活指導上、特別な支援を要する子というのも含みます。そういった特別な支援を要する、その特別な支援の在り方についてスーパーバイザーから指導を受けると、それで自信を持って指導ができるというのが一点です。それからもう一点はですね、子どものカウンセリング、非常に効果を上げていますし、もう一つは保護者、保護者に対するカウンセリングも行っておりまして、ここらあたりでもかなりの効果を上げています。したがって、学校が特別な支援を要する子どもについて、スーパーバイザーに的確なアドバイスをいただきながらいろんな教育活動が進んでいると。そのように考えているところです。

**議 長** 他に質疑はありませんか。

「な し」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで認定第1号「平成25年度川棚町一般会計決算認定」についての質疑を終わります。

(13:21)

**議 長** 次に、認定第2号「平成25年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。

**14番久保田** 分かっている分だけ教えてください。短期保険証の発行部数と資格証の発行があるかないか。二つ教えてください。

**健康推進課長** 久保田議員の質問にお答えします。分かっている分だけでお答えさせていただきたいと思います。

資格証明書につきましては、本人が10割負担になります。一年以上の納付がなければ資格証明書を発行しております。件数的には、今持ち合わせておりません。それからもう一つの短期保険証については、一年から半年の期間について短期保険証を発行しております。18歳以下につきましては半年というかたちで発行しております。現在、約150世帯の方に短期保険証については発行しております。以上です。

**議** 長 他にございませんか。

「なし」の声あり

**議** 長 質疑なしと認め、これで認定第2号「平成25年度川棚町国民健康保険事業特別会計決算認定」についての質疑を終わります。

(13:24)

**議** 長 次に、認定第3号「平成25年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」に対する質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** 長 質疑なしと認め、これで認定第3号「平成25年度川棚町後期高齢者医療特別会計決算認定」に対する質疑を終わります。

(13:25)

**議** 長 次に、認定第4号「平成25年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。

**14番久保田** お尋ねします。169ページになりますが、滞納繰越分が昨年は45万5,220円だったのが、25年度は111万7,070円となっております。かなりの解消率だと思います。どのように頑張られたのか、どのようになさったのかお尋ねしたいと思います。

**健康推進課長** 久保田議員の質問お答えします。滞納繰越分の収入につきましては、成果報告の124ページ、資料4、介護保険調定等状況に20年から25年度までを付けております。その滞納繰越分について見ていただければと思いますけれども、24年度につきましては45万5,220円、25年度

につきましては111万7,070円の収納がっております。これにつきましては、特に収納率の向上を求めて行った新規の取組み等はございません。年によって変わっていくというのが現状でありまして、特に滞納をされている方が1件あたり20万円とか、そういった何年分もお支払いになる、そういったときに上がるというのが現状であります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 他に質疑はありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで認定第4号「平成25年度川棚町介護保険事業特別会計決算認定」についての質疑を終わります。

(13:28)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、認定第5号「平成25年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで認定第5号「平成25年度川棚町観光施設事業特別会計決算認定」についての質疑を終わります。

(13:29)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、認定第6号「平成25年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」に対する質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで認定第6号「平成25年度川棚町公共下水道事業特別会計決算認定」についての質疑を終わります。

(13:30)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、認定第7号「平成25年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定」についての質疑を行います。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで認定第7号「平成25年度川棚町簡易水道事業特別会計決算認定」の質疑を終わります。

(13:31)

**議 長** 次に、議案第47号「平成25年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件」と認定第8号「平成25年度川棚町水道事業会計決算認定」についての質疑を行います。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで議案第47号「平成25年度川棚町水道事業会計未処分利益剰余金の処分の件」と認定第8号「平成25年度川棚町水道事業会計決算認定」に対する質疑を終わります。

(13:32)

**議 長** お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号「平成25年度川棚町一般会計決算認定」から認定第8号「平成25年度川棚町水道事業会計決算認定」は、さらに予算の執行状況、その他内容的に審査を加える必要があろうかと思われますので、川棚町議会委員会条例第5条ほかの規定により、委員定数を14人とする決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって認定第1号から認定第8号までについては、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定をいたしました。

(13:34)

**議 長** ここで、配布物がありますので休憩をいたします。

(13:34)

(…休 憩…)

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議 長** 決算審査特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっております。

決算審査特別委員会の委員は、ただいま配布をいたしました決算審査特別委員会名簿のとおり、議長及び監査委員を除く14人を指名したいと思いますが、異議ありませんか。

「な し」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を決算審査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

ただいま設置しました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、この後休憩をいたしますので、川棚町議会委員会条例第9条第1項の規定により、第一委員会室において委員会を開き、正副委員長を互選していただきたいと思っております。

併せて、分科会付託区分表の決定もお願いいたします。なお、委員会での決定事項については、委員長から議長まで報告願います。

**議 長** ここでしばらく休憩いたします。

( 1 3 : 3 6 )

(…休 憩…)

( 1 3 : 4 6 )

**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長が次のとおり決定した旨の通知を受けましたので報告をいたします。

委員長に村井達己委員、副委員長に福田徹委員、以上のとおりであります。

決算審査特別委員会での付託区分及び日程案については、ただいまお手元に配布しております決算審査付託区分表及び決算審査日程表のとおりであります。

決算審査特別委員会では、十分審査を行っていただき、本定例会最終日まで  
に審査報告書の提出をお願いいたします。

**議**            **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。お疲れ様でした。

( 1 3 : 4 7 )